瀬戸市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具(以下「用具」という。)を給付すること(以下「給付」という。)により、日常生活の便宣を図ることを目的とする。

(用具の種目及び給付の対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表1の「種目」欄に揚げる用具とし、その対象者は同表の「対象者」欄に揚げる児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3 第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とする。

(給付の申請)

- 第3条 市長は、用具の給付を希望する対象者の保護者(以下「申請者」という。)に対し、日常生活用具給付申請書(以下「申請書」という。)(別紙様式1)に小児慢性特定疾患医療受給者証の写しを添えて申請させるものとする。
- 2 申請書を受理した市長は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに「調査書」(別紙様式2)を作成すること。 (給付の決定)
- 第4条 市長は、内容を審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。
- 2 市長は、用具の給付を決定した場合には、日常生活用具給付決定通知書(別紙様式3) 及び日常生活用具給付券(以下「給付券」という。)(別紙様式4)を、その申請書を却下す ることを決定した場合には、却下決定通知書(別紙様式5)を、それぞれ申請者に交付する ものとする。

(用具の給付)

- 第5条 市長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作もしくは販売を業とする者(以下「業者」という。)に委託して行うものとする。
- 2 市長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案の上決定するものとする。

(費用の負担及び支払い)

- 第 6 条 対象者の扶養義務者は、用具の給付を受けたときは、その<u>収入の状況に応じて用</u> 具の給付に要する費用の一部を負担するものとする。
- 2 1により扶養義務者が負担する額の基準は、別表2に定める額とする。
- 3 扶養義務者は、用具を納付する業者に対し給付券を添えて、2により負担することと されている額を支払うものとする。
- 4 市長は、用具を納付した業者からの請求により、給付に必要な用具の購入に要した額から3により扶養義務者が直接業者に支払った額を減じた額を支払うものとする。

5 4による費用の請求は給付券を添付して行うものとする。

(用具の管理)

- 第7条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換 し、貸し付け、又は、担保に供してはならないものとする。
- 2 1に違反した場合には、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることがあるものとする。

(給付台帳の整備)

第8条 用具の給付の状況を明確にするため「日常生活用具/給付台帳」を整備しておくものとする。

附則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成25年8月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月9日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

別 表 1

別 衣 1	T	1
種目	対 象 者	性能等
便器	常時介護を要する者	小児慢性特定疾患児が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は 損耗を防止できる機能を有するもの。
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修 を伴うものを除く。
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、 原則として使用者の頭部及び脚部の傾 斜角度を個別に調整できる機能を有す るもの。
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾患児の身体機能の 状態を十分踏まえたものであって、必 要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、 移乗動作の補助、段差解消等の用具と なるもの。
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への 入水等を補助でき、小児慢性特定疾患 児又は介助者が容易に使用し得るも の。
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢 性特定疾患児又は介助者が容易に使用 し得るもの。
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾患児の体位を 変換させるのに容易に使用し得るも の。
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾患児の身体機能を十分 踏まえたものであって、必要な強度と 安定性を有するもの。
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易 に使用し得るもの。

		疾病の症状に合わせて体温調節のでき				
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	るもの。				
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著し く欠けて、がんや神経障害を起 こすことがある者	紫外線をカットできるもの。				
ネブライザー	呼吸機能に障害がある者	小児慢性特定疾患児又は介助者が容易				
(吸入器)	引 次似能(C)举 日 が めかる石	に使用し得るもの。				
		呼吸状態を継続的にモニタリングする				
パルスオキシメ	人工呼吸器の装着が必要な者	ことが可能な機能を有し、介助者が容				
ーター		易に使用し得るもの。				
ストーマ装具	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容				
(蓄便袋)		易に使用し得るもの。				
ストーマ装具	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容				
(蓄尿袋)		易に使用し得るもの。				
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容				
	が必要な者	易に使用し得るもの。				

徴収基準額表

階層	世帯の階層(細)区分					徴収	基準	徴収基準		
区分	世帝の隋唐(神)区分					月	額	加算月額		
	生活保護法による被	破保護世帯(単給世帯を含む。) 及び中国残留				円	円			
A階層	邦人等の円滑な帰国	滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及						0	0	
	び特定配偶者の自立	立の支援に関する法律による支援給付受給世帯								
B階層	A階層を除き当該年	E度分の市町	村民和	说非課税世帯	+ 7			1,	100	110
	A階層及びD階層 均等割の額のみ									
	を除き当該年度分	(所得割のない世帯) C1 階層					2,	250	230	
	の市町村民税課税	11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11. 11.								
C階層	世帯であって、そ	所得割の額のある世帯								
	の市町村民税の額					C2	階層	2,	900	290
	の区分が次の区分									
	に該当する世帯									
		所得税の年	額2,4	100円以下		D1	階層	3,	450	350
		2,401	\sim	4,800	円	D2	"	3,	800	380
		4,801	\sim	8,400	円	D3	"	4,	250	430
		8,401	\sim	12,000	円	D4	"	4,	700	470
		12,001	\sim	16,200	円	D5	"	5,	500	550
D階層		16,201	\sim	21,000	円	D6	"	6,	250	630
		21,001	\sim	46,200	円	D7	"	8,	100	810
	A階層及びB階層	46,201	\sim	60,000	円	D8	"	9,	350	940
	を除き前年分の所	60,001	\sim	78,000	円	D9	"	11,	550	1, 160
	得税課税世帯であ	78,001	\sim	100,500	円	D10	"	13,	750	1, 380
	って、その所得税	100,501	\sim	190,000	円	D11	"	17,	850	1, 790
	の額の区分が次の	190,001	\sim	299,500	円	D12	"	22,	000	2, 200
	区分に該当する世	299,501	\sim	831,900	円	D13	"	26,	150	2, 620
	<u>帯</u>	831,901	\sim	1,467,000	円	D14	"	40,	350	4, 040
		1,467,001	\sim	1,632,000	円	D15	"	42,	500	4, 250
		1,632,001	\sim	2,302,900	円	D16	"	51,	450	5, 150
		2,302,901	\sim	3,117,000	円	D17	"	61,	250	6, 130
		3,117,001	\sim	4,173,000	円	D18	"	71,	900	7, 190
		4, 173, 001	円以	人上		D19	"	全	額	左の徴収
										基準月額
										の10%。

	ı	ただし、
	ı	その額が
	ı	8,560円に
	ı	満たない
	ı	場合は
		8,560円

備考

1 徴収月額の決定の特例

- ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の徴収基準額表の適用を 受ける場合は、その月の徴収基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加 算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。
- イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。
- ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がないときは、徴収月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、 扶養義務者に準じて徴収月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているもののうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

- ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数カ月別居している場合、病気治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。
- イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、 養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、 原則として扶養義務者としての取扱いはしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内 の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせる ものである。

ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱いを行わないものとする。

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別 措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する 法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚 生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働 省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された 所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項 第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第3 号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に 限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条 第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び 第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の1 9の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号) 附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年度法律第5号)附則第59条第1 項及び第60条第1項の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(た だし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則 第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生 活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並 びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付 (以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶 助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税につ いては前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村 民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の 基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場 合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町 村民税によることとする。

(3) 徴収基準額表の適用時期

毎年度の別表「徴収基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。 3 徴収基準額表中、徴収基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用につい て、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 徴収基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案 して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。